

報 道 資 料

平成30年3月9日（金）
奈良県防災統括室 藤田主幹
奈良県県土マネジメント部担当
【公共土木施設災害復旧事業】
砂防・災害対策課 山田主幹
奈良県農林部担当
【林道災害復旧事業】
森林整備課 大谷主幹

台風第21号等による災害の局地激甚災害の指定について

台風第21号等の災害に係る、市町村ごとの局地激甚災害の指定については、本日3月9日（金）の閣議において決定された旨、内閣府（防災担当）から情報提供がありました。

公布及び施行は、3月14日（水）の予定です。

なお、本激（都道府県単位）における奈良県農林関係被害は、昨年11月に激甚災害に指定されています。

局地激甚災害の指定に関する概要は以下のとおりです。

【局激：市町村単位】

<対象市町村>

- ・平成29年10月の台風第21号（公共土木施設災害復旧事業）
：五條市、山添村、下市町、黒滝村
- ・平成29年8月の台風第5号（林道災害復旧事業）：野迫川村
- ・平成25年9月から平成29年10月の地滑り（林道災害復旧事業）：野迫川村

<措置の概要>

- ・公共土木施設災害復旧事業等に係る国庫補助率の嵩上げ
（公共土木施設等の過去五ヶ年の補助率嵩上げ平均70%→84%）
- ・農地等の災害復旧事業等に係る国庫補助率の嵩上げ
（農地等の過去五ヶ年の補助率嵩上げ平均82%→95%）
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
（公共土木施設や農地等の事業に適用）